

## 街頭宣伝禁止の仮処分命令申立て

債権者 戸田久和（とだ ひさよし）

債務者 堂村益己（政治結社「明皇会」会長、堂村慎太郎）

### 陳 述 書

2015（平成 27）年 3 月 23 日(月)提出

債権者 戸田久和（とだ ひさよし）

=====

1：私は、1999（平成 11）年 4 月の門真市市議会選挙で当選して以来、4 期連続当選している大阪府門真市の市議会議員であり、初当選以来ずっと、門真市新橋町 12-18 の三松マンション 207 号室を議員事務所および自宅として賃貸している者です。

現在は、本年 4 月 19 日公示、4 月 26 日投票の 5 期目の門真市議会議員選挙を直近に控えています。

2：私は、初回選挙こそ最下位当選でしたが、「地元後援会も持たない、たった一人の無所属」でありながらも、2 期目 3 期め選挙では連続トップ当選、4 期めは 8 位という上位当選を続けている「名物市議」です。

私がそういう当選をなし得ているのは、私が旧来の悪しき慣習の打破に奮闘し、誰よりも群を抜いて情報公開、不正追及、議会や行政のシステムの改善を進めてきた事、たとえ暴力団の陰がチラつく相手であっても右翼であっても敢然と闘ってきた事、そしてそういう数々の「闘い」をビラやHPでどんどん訴えた事によるものと思っています。

（詳しくは【**甲第 14 号証**】の「ヒゲ-戸田通信」38 号に記載されています。）

3：そういう私に対して、東大阪市の右翼政治結社「明皇会」の会長の堂村慎太郎（本名は堂村益己）という男（債務者）が今年の 1 月以降、荒唐無稽・事実無根の誹謗中傷宣伝を、右翼街宣車を使って執拗に行なうという、嫌がらせ事件が発生しています。

しかもその内容は、「正義派野党議員」として著名な私に対して、あろうことか「市長や企業と利権でつながっている」とか、「利権が欲しくて市長に誰よりも媚びた議員だ」とか、さらには「右翼である堂村の裏口座に秘密裏に毎月 99 万 9999 円を振り込んで」という支離滅裂な、かつ「戸田議員は脱税や政治資金規正法違反などの犯罪をやっている」と主張するに等しいデマ宣伝を浴びせ続けるもので、到底許す事ができないものです。

4：嫌がらせ街宣の詳細は、「申立書」に譲りますが、「東大阪市の右翼が、なぜ門真市の一市議会議員を執拗に攻撃するのか？」について、少し説明しますと、私が自民党穏健派の園部市長に対して「是々非々で接し、反維新・反大阪都構想においては積極共同する」立場であるのに対して、「何が何でも園部市長（と側近の自民党市議）追い落とし」に固執する勢力が存在している事が土台にある、と私は考えています。

5：そういう政治構造が門真市にあるために、2013（平成 25）年の 11 月 1 日の毎日新聞記事で、「新体育館建設に関わっての 29 億円の建物補償問題」が、「不当に高額な税金浪費」、「市長と開発会社の癒着疑惑」というトーンで報道されるや、旧市長系の保守派議員＋共産党議員＋右翼が「園部市長に不正疑惑がある！」という立場で一致して、大々的に「反園部市長の大キャンペーン」が始まるようになりました。

そして、私のように「不正があるとは思わない。適正な建設手順だ」という立場を取る議員は、「園部市政の不正を追求しない、腐敗した議員だ」という非難に晒されるようになりました。

- 6：そういう状況の中で、「門真市の右翼の足立（誠導一靖聯合議長）」と「東大阪市の右翼の堂村（明皇会会長）」が共同して右翼街宣を活発化させ、2013（平成25）年の11月17日に右翼街宣車18台の大結集、2014（平成26）年3月9日には右翼街宣車20台もの大結集が起こって、門真市内を制圧して人々に強い恐怖感を与えました。

この18台・20台の右翼街宣が私もターゲットに挙げて攻撃しました。

この時の攻撃の仕方は、「正義の味方の戸田議員は、なぜ園部市長追求をしないのか」という疑念を持って、「戸田先生、頑張ってください〜い！」と「誉め殺し」的に揶揄する形を取りました。

「共産党は疑惑追及しているのに、なぜ戸田はしないのか？」と疑問を呈して「戸田も利権加担議員なのか」という不信を煽るものですが、なぜ右翼が園部市長と並んで私を主要ターゲットにしたのかと言えば、それだけ市民から私への信頼が厚く、「戸田が『反園部市長キャンペーンのいかがわしさ』を市民に訴えていくのを潰そう」、「戸田が目障りだ」、という判断を右翼（と右翼を動かしている者達）が判断したからであろう、と私は推測しています。

- 7：さて、私としては、右翼が威圧的な街宣で門真市を制圧し、行政職員や議員を萎縮させて介入してくるような流れは絶対に阻止しなければならないと考えて、2014（平成26）年の6月議会での質問攻勢を行ない、これによって「門真市の右翼の足立（誠導一靖聯合議長）」も「東大阪市の右翼の堂村（明皇会会長）」も表に出なくなる状況を作り上げました。

まさに「ヒゲ-戸田通信」37号に大きく書いたように、「戸田の働きで、6月後半以降、門真市に右翼がピタリと来なくなった！」のです。

こうして門真市は久しぶりに「右翼街宣が無い、平穏と落ち着き」を取り戻したのでした。

- 8：しかし、私に封じ込められた側の右翼、とりわけ主導的に動いてきた「東大阪市の右翼の堂村（明皇会会長）」にとっては、こうした状況は面白いはずがなく、メンツ丸潰れであると同時に、「右翼としての営業力」に関わる重大問題、として捉えて、必死の巻き返しに打って出たのが、本年1月9日以降の私への街宣攻撃であろう、と私は強く推測しています。

今までいろんな右翼が勝てなくて、在特会らも敗退させられた戸田議員を、今度は市議選直前に徹底的・連続的に信用失墜攻撃をかけて窮地に追い込もう、あわよくば市議選で落選させてしまおう、と「渾身の力を込めて」、「伸るか反るかの大勝負」に出てきたのであろう、とも私は推測しています。

- 9：そうであるからこそ、債務者は「1年ぶりの右翼街宣車大結集での戸田攻撃」を3/15(日)に実現させ、その後もとどまる事を知らず、3月18日(水)以降は連日3台前後の右翼車を動員して事務所前を1日に複数回街宣し、3月21日(土)には8台もの右翼車を引き連れて事務所前街宣を行ない、「2週連続の週末大結集街宣」を敢行したのでありましょう。

10：この分でいくと、さらに連日に渡って、「平日は5台前後の合同街宣」、「週末は10台から20台の大結集街宣」が行なわれると危惧されます。

このような債務者の行為は、表現の自由の行使として社会的に相当な範囲を著しく逸脱しており、債権者の、平穏な生活の破壊、名誉・信用の毀損、議員としての業務や活動の妨害、選挙直前での支持者に対する虚偽と威迫による損害などを引き起こすものと強く非難されねばならないし、禁止されねばならないと考えます。

11：三松マンション207号室は私が自宅としてくつろぎ、心身の疲れを癒す場であると同時に、市民の神聖な負託を受けた議員として資料を読み、パソコンを操作し、種々の書類や文章を作成し、市民と語らい、相談も受ける議員の事務所でもあります。

債務者が行なっている連日の大音量での嫌がらせ街宣は、普通人としての生活の平穏を著しく害すると同時に、市議会議員としての平穏な業務遂行をも著しく害する不当な行為です。

また、三松マンションから380m～480m程の所に市役所がありますが、ここは私が議員として業務を行なう議会と行政の場であり、債務者が市役所周辺で大音量街宣を行なう事も、当然ながら私の平穏な業務遂行をも著しく害するものです。

12：私は、全議員の中でダントツに不正追及をやって来た「正義派議員」として有名ですが、荒唐無稽なデマであっても債務者らが執拗に繰り返して宣伝する事によって、「ひょっとしたらあの人もウラでは・・・」という不信が、極く一部であっても発生する可能性が、これだけ「政治不信」が強く待った昨今においては否めません。

現に、右翼が債権者の名前を連呼する様子を見て、「戸田さんが右翼に売名宣伝を頼んでいる」、と誤解した市民もいたのですから。（私が直接話をした人です）

13：4月19日公示・4月26日投票の門真市議会議員選挙を直近に迎えている現在、市民有権者はそれぞれの議員の実績や実態に関心を向け、そこで知った事を基にして投票相手を決めていこうと模索しています。

議員にとっても市民有権者の支持を固めていく事が必須となっています。

然るに債務者の行為は、市民有権者をデマ宣伝で騙し、連日の右翼車動員によって私への好意や支持意欲をそぎ、また威迫を与えることで「自由で公正な選挙」を破壊するものでもあります。

1999（平成11）年4月の市議選で当選して以来、ずっと三松マンションを議員事務所および自宅として使ってきた私にとって、事務所のある新橋町（約2000世帯）や投票所が置かれる門真小学校を含む柳町（約600世帯）などの近隣は、「地元」と言うべき地域であって、そこで誹謗中傷宣伝を繰り返される事の損害は計り知れないほど大きいものです。

また「毎日千人有余の市民や行政議会関係者が出入りする、債権者の職場である市役所・市議会」は、事務所から約350m～470mの範囲にあり、かつ債務者が市役所市議会それ自体をも標的にして街宣しているため、市役所・市議会に関わりを持つ膨大な人々の間で、債権者の名誉・信用の毀損が進むことが十分に危惧されます。

14：私はまた、直近に控えた市議選挙への準備を著しく脅かされています。

普通、3月後半の土日は、ほとんどの議員・候補者が選挙事務所開きをする時期ですが、今回債務者による連日の攻撃に晒された私は、事務所開きはもちろん、通常の選挙の準備事務に着手する事すらできなくなっています。

それは本件仮処分申請を初めとする種々の対抗宣伝作業、記録作成作業などに膨大な労力を割かざるを得ないためです。

家族や地元後援会も無く、ほぼ単身で、開催中の3月議会での調査や弁論を含めて様々な業務と活動をこなさねばならない債権者にとって、これは非常に過酷な負担になっています。

15：さらに私は、議員として街頭活動に出る事、市民に情報提供する事が著しく脅かされています。

私は「地元」で街頭演説をたびたび行なって来たのですが、債務者が連日のように右翼街宣車で街宣に来るために、そういう活動を行なう自由が著しく害されているのです。

それは、私が断固闘う気概を持っても、債務者らの街宣車に比べると宣伝音量が桁違いに小さいため、街頭演説途中で債務者の街宣に遭遇した場合に、私の声は周囲の市民に届かず、債務者らの誹謗中傷宣伝のみが周辺の市民に届くばかりであったり、単なる大騒音騒動として市民の迷惑になってしまう事が容易に予想されるからです。

すなわち債務者の行為は、議員が市民に街頭演説で情報を提供する権利とそれを受ける市民の権利を害するものなのです。

16：そして私は、住民が騒音被害と恐怖感を受けていることについて、議員として耐え難い苦痛を感じさせられています。

右翼街宣車による大音量街宣は、一般市民に騒音被害と恐怖感を与えます。

債務者が街宣を行なって来た新橋町、市役所周辺、門真市駅や古川橋駅周辺は、人口や人の集散が多く、高層住宅が立ち並んで音の反響が大きい所が大半です。

幼児や小中学生のいる施設や住居も沢山あって、子ども達には特に強烈な恐怖感を与えていると考えざるを得ません。

ちなみに、市役所以外の主要施設と事務所の距離をみると、「市立門真小学校」が200m～400m、「摂南病院や介護保険老人施設」敷地が380m～500m、「私立保育園」が約350m、「公民館」が約250m、門真市駅や高層市営住宅、イズミヤが200m弱の範囲にあります。

門真市には当局が3月10日の本会議で私への答弁の中で明言したように、先進的人権施策として、「住民の安全と尊厳を守る行政責務の施策」がありますが、その確立を主導してきたのが他ならぬ私です。

その私にとって、今のような右翼街宣が解決されずに続く事は、住民の安全と尊厳を守るべき議員として、耐え難い苦痛であり、また、議員としての実績を不当に毀損される事でもあります。

17：債務者は違法な大音量街宣をどんどんエスカレートさせており、私（と市民）が受ける被害がさらに深刻化する「現在の、明白な危険」が存在しています。

特に4月19日(日)公示に迫った今回の市議選は、定数が1減の21となり、何人かの有力新人も出る中で、4期連続当選の私といえども厳しい状況であり、そうした中で私への誹謗中傷の大音量街宣が続くことは、債権者の平穏な生活が著しく害されるだけでなく、私の議員としての地位を不当に絶ってしまう危険性をも有しています。

18：こういう事情から、私の自宅事務所より最低限、半径500mの範囲内での債務者の街頭宣伝を禁止する措置が絶対的早急に必要ですので、裁判官におかれては、そのような命令を直ちに発令されるよう、重ねて強くお願いいたします。 以上。